

8. 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か		
土砂災害防止対策推進法に基づく土砂災害警戒区域	外	

9. 石綿使用調査の内容		
石綿使用調査結果の記録の有無	無	

10. 耐震診断の内容（昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物に該当しないので説明を省略します。）		
耐震診断の有無	無	

11. 当該建物が造成宅地防災区域か否か		
1. 造成宅地防災区域外	2. 造成宅地防災区域内	

12. 当該建物が津波災害警戒区域内か否か		
1. 津波災害警戒区域外	2. 津波災害警戒区域内	3. 現在、区域が指定されていないため不明

13. 賃料その他賃料以外に授受される金銭及び賃貸条件

賃料	月額	円	
共益費	月額	0円	
駐車場	月額	円	（ 駐車場料金 円 消費税等 円）
駐輪場	月額	円	（ 駐輪場料金 円 消費税等 円）
バイク置場	月額	円	（ バイク置場料金 円 消費税等 円）
敷金	0円	（ 月額賃料の ヶ月分）	
礼金	0円	（ 月額賃料の ヶ月分）	
更新料	無	新賃料の ヶ月分	更新時に支払い、返還しない。
契約期間	(始期) 平成 年 月 日 (終期) 平成 年 月 日	年 ヶ月間	普通借家契約
更新	賃貸借期間満了後2年毎の更新可。更新料、更新事務手数料はなし。		
用途	住居以外には使用できません。		
その他の条件	(1)入居者間のトラブル（生活騒音等）は当事者間で解決していただきます。 (2)賃借人と入居者が異なる場合は賃借人は当該入居者に賃貸借契約の内容を十分理解させなくてはなりません。 (3)入居者は建物賃貸借契約の各条項について賃借人と同等の義務を負います。 (4)賃借人は、賃貸人の書面による承諾がないかぎり、入居者を変更することはできません。 以下余白		

14. 管理に関する事項

管理委託先		
管理規約など	無	※建物の区分所有等に関する法律および管理規約等により当該建物・敷地・付属施設の管理使用等が定められていますので、賃借人は遵守しなければなりません。専用使用部分の利用の制限についてはご注意ください。
利用の制限	住まいのしおり（無 ベットの飼育（不可） 楽器の使用（不可） 賃借人は、合理的な理由に基づき、賃貸人等から飼育・演奏の中止の請求があった場合異議なく従うものとします。 万一、従わない場合は賃貸借契約を解約されても異議を述べないものとします。	

15. 敷金および契約終了時における金銭の精算に関する事項

賃借人は、賃貸借契約から生じる一切の債務を担保するため、敷金として表記の金額を賃貸借契約締結時に賃貸人に預託し、賃貸人が敷金に対し利息を付さないことを承諾します。 (1)賃借人は、賃貸借室等を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料等その他賃貸借契約にもつづく一切の債務との相殺および充当することはできません。 (2)賃借人は敷金の返還請求権を第三者に譲渡または担保に供してはなりません。 (3)賃料が増額あるいは減額された場合、賃借人は、敷金の額が増額あるいは減額後の賃料相当の金額に表記記載の賃料の月数を乗じた額に変更されることに同意します。賃料増額の場合、賃借人は賃貸人に対し預託済みの敷金と増額された敷金との差額分を、賃貸人に追加して預託しなければなりません。また、賃料減額の場合、賃貸人は賃借人に対し預託済みの敷金と減額された敷金との差額分を返還します。 (4)賃借人は、賃借人において賃料等その他賃貸借契約により生じる債務があるときは何ら催告することなく敷金をこれに充当することができます。賃借人は、充当後に賃借人から入金された金員のうち敷金の不足額に見合う金員を敷金に充当することができます。これにより賃料等の未払いが発生した場合、賃借人は直ちに当該金員を支払わなければなりません。この場合、賃貸人は賃借人に対し、敷金への充当および未払い賃料等の金額を通知するものとします。 (5)賃貸人は、理由の如何を問わず賃貸借契約が終了・解約となり賃借人が賃貸借室等を明け渡した後、賃借人において賃料等、その他建物賃貸借契約により生じる債務があるときは敷金より差し引きのうえ、残額を賃借人に返還します。
---

16. 契約の解約に関する事項

賃貸人は、賃借人が次の各号の一に該当するときは、賃借人に何らの通知・催告を要せずただちに賃貸借契約を解約することができます。 (1)賃料等の支払いを合計2ヶ月以上遅延したとき。 (2)賃料等の支払いを合計2ヶ月以上遅延したとき。 (3)賃貸借契約書第5条第4項の敷金の追加預託が2ヶ月以上遅延したとき。 (4)賃料等の支払いを1ヶ月分の遅延を6ヶ月間継続する、または遅延を解消した後再度遅延する等、賃貸人・賃借人間の信頼関係が損なわれたと賃貸人が判断したとき。 (5)共同の利益に反する行為により、共同生活の秩序を乱し、あるいは賃貸人の信用、賃貸借室等の価値、評価を著しく害する行為を行ったと賃貸人が判断したとき。 (6)賃借人、入居者あるいは連帯保証人に対し捜査機関から情報提供を求められたとき。 (7)賃借人、入居者あるいは連帯保証人に対し、捜査機関から押収、捜査、臨検等がなされたとき、あるいは拘留、逮捕されたとき。 (8)賃借人において破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始または会社更生手続開始の決定がなされたとき、および滞納処分、解散、強制執行もしくは後見開始、保佐開始、補助開始等の宣告があったとき。 (9)賃借人において商号、代表者、資本構成等の変更により賃貸借契約締結時と実質的な同一性を喪失したと賃貸人が判断したとき。 (10)入居申込書その他の書類に虚偽の記載があったとき。 (11)賃借人および入居者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他反社会的勢力であったとき。 (12)賃借人および入居者が反社会的勢力が経営に実質的に関与している企業に勤務し、あるいはその経営に関与していたとき。 (13)賃借人および入居者が反社会的勢力を利用したとき。 (14)賃借人および入居者が反社会的勢力に対して自ら、あるいは関連する個人あるいは企業を通じて資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしたとき。 (15)賃借人および入居者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあるとき。 (16)賃借人および入居者が暴力的な要求行為及び法的責任を超える不当な要求行為をしたとき。
---

17. 期間内解約に関する事項

(1)賃借人は、賃貸人に対し、書面により1ヶ月前までの予告をもって賃貸借契約の解約を申し入れることができます。 (2)賃借人は予告にかえ、賃貸借契約特約・解約時効力発生日欄記載の効力発生期間の月数に相当する賃料等を支払って即時に解約を申し入れることができます。
---

18. 期間満了による解約の事項

(1)賃貸人は、賃借人に対し、書面により契約期間満了6ヶ月前までに更新しない旨の申し入れをすることにより、賃貸借契約は終了します。
---

19. 損害賠償の予定又は違約金に関する事項

(1)賃借人が、賃料等の支払いを怠ったときは、賃貸人はその遅延金に対し、支払期日の翌日から賃貸人への着金日まで年利14.6%の割合にて計算した額を遅延損害金として賃借人に請求することができます。 (2)賃借人は、賃貸借契約が終了したにもかかわらず本物件を賃貸人に明渡さなかったときは、賃貸借契約の終了した日の翌日から明渡し完了の日まで、賃料等の倍額に相当する使用損害金を支払う他、明渡し遅延により賃貸人が蒙った損害を賃貸人の請求に従い、直ちに賠償しなければなりません。 (3)上記、16. 契約の解約に関する事項の(1)から(7)まで、(10)および(11)による解約の場合、賃貸人は賃借人に対し違約金として解約時における、賃料の2ヶ月分相当額を請求することができます。この違約金は、解約そのものに対する違約金であり、原状回復費用の負担、未払賃料等、未払敷金その他の金銭債務の履行とは区別されることを賃借人は確認しました。
---

20. 支払金又は預り金の保全措置の概要

支払金又は預り金の保全措置は講じておりません。
-------------------------

21. 金銭の貸借の斡旋

金銭の貸借の斡旋はいたしておりません。
---------------------

22. その他特記事項

(1)本物件周辺の土地所有者が、将来その所有地に建築物を建築・増築すること等により、本物件の日照、通風、眺望等が変化する場合があります。 (2)入居中および原状回復等に関する負担については賃貸借契約書、別表1「原状回復実施要綱」および別表「入居期間中の賃借人費用負担の修繕」の通りとなります。但し、賃借人は通常損耗を原因とする賃貸借室等の汚損に関しては、契約時に総額25,000円（消費税等別途）の清掃費用を負担することを承諾します（キッチンコンロまわり、各換気扇、バス・トイレ、バルコニー等のクリーニング）。 (3)物件の立地、所在階数、建物の形状または電波状況その他の事情により、賃貸物件内の一部または全体において携帯電話を使用できない場合があります。必ず契約締結前に現地にてご確認ください。 (4)賃借人は、賃貸借契約書第13条に規定する、賃貸人指定の損害保険等（2年間で15,000円）に加入し、本契約期間中は継続しなければならず、またその保険料を負担しなければなりません。
--